



市民農園ご利用マニュアル

楽しく使おう「みどりの杜」市民農園

2021年度版

プラン名：ふれあい・しっかり・本格・団体・車いす

契約期間：1年・2年

区画番号：_____

お名前：_____

1. 目的

ご利用者の皆様が、気持ちよく、楽しくご利用いただくため！



2. 施設概要

- (1) 住所：仙台市若林区荒井字切新田 13-1
せんだい農業園芸センター・みどりの杜内
- (2) 事業運営者：日比谷アメニス・日比谷花壇共同事業体
- (3) 連絡先：TEL022-288-0811 FAX022-288-1772
- (4) 施設内容・休憩施設：
トイレ・ロッカールーム・更衣室・農具置場・水場・自動販売機・駐車場
- (5) 市民農園プラン別概要（2020年12月現）

プラン名	区画面積	区画数	備考
ふれあいプラン	約 12.5 m ²	179 区画	暗渠排水・柵設置に伴い一部作付け不可エリアあり
しっかりプラン	約 25.0 m ²	80 区画	暗渠排水・柵設置に伴い一部作付け不可エリアあり
本格プラン	約 50.0 m ²	13 区画	暗渠排水・柵設置に伴い一部作付け不可エリアあり
車いすプラン	約 5.0 m ²	6 区画	暗渠排水・柵設置に伴い一部作付け不可エリアあり

- (6) みどりの杜・市民農園配置図(施設設備名及び場所の説明) 【別紙1】及び休憩棟内部施設名称【別紙2】を参照下さい。

3. ご利用期間

4月1日から翌年2月末日（3月は、新規利用者のためのメンテナンス期間とします。）
ただし、2年プランの方は、除きます。

（2年プランの方は、最終年の2月末日まで、ご利用いただけます。）

4. ご利用期間及びご利用時間

(1) ご利用日：当センター開園日

休園日：年末年始及び臨時休園日（自然災害等に伴う危険時及び避難命令時等）

(2) ご利用時間

① 4月～10月：7時30分～17時（7時30分～9時までは開放のみです。）

なお、9時までは、当センターの管理者が不在のため、自己管理の上でご利用をお願い致します。

② 11月～2月末日：9時～16時 3月：9時～17時

2年ご契約の方は、1年目の3月も利用可能です。

(3) 毎週月曜日[当センター休園日]（祝日の場合は翌平日）の市民農園利用時間については下記、時間内のみ開放と致します。但し、菜園アドバイザーは不在です。

・冬期 : 11月～ 2月 / 9時～15時迄

・春期～秋期 : 3月～10月 / 9時～16時迄

プラン別料金表（消費税別）

プラン名	1年契約	2年契約	備考
ふれあいプラン	¥9,000.-	¥18,000.-	減免処置あり
しっかりプラン	¥17,500.-	¥35,000.-	減免処置あり
本格プラン	¥35,000.-	¥70,000.-	減免処置あり
車いすプラン	¥3,000.-	¥6,000.-	左記金額は 減免対象金額

※減免処置については、契約前に申し出ください。

（減免処置対象者は、身体障害者手帳等の保有者となります）

※障害者認定グループ・団体のご利用についても、減免処置を検討させていただきますので、申し出ください。

※期間途中からのご利用者には、別途協議いたします。

5. ご利用規則

- (1) 『みどりの杜』市民農園の利用において、次に掲げる行為を禁止事項とさせていただきますので厳守下さい。
- ① 敷地内・区画内に「建物及び工作物」を、設置すること。
 - ② 「営利目的」として、作物を栽培すること。
 - ③ 区画を第三者へ「転貸」や「他の目的」に使用すること。
 - ④ 区画を「農作物栽培以外」に使用すること及び「植木・果樹」などの「永年性作物」を栽培すること。
 - ⑤ 「除草剤」を散布・噴霧・投与すること。
 - ⑥ 市民農園敷地内、施設等を「占有使用」すること及びご契約された区画以外に私物を置くこと。
 - ⑦ 栽培に必要なとしない「もの」の搬入や貸出農具および備品などを搬出すること
 - ⑧ 「ホース」で「水遣り」すること。
 - ⑨ 農園内の設備および備品等を損傷・汚損すること。
 - ⑩ 利用者同士による、区画変更・交換すること。
 - ⑪ 区画外で、耕作すること。
 - ⑫ 市民農園内でガラス類・缶類・プラスチック類・ビニール類等を放置すること。
残渣以外のゴミ等は、各自お持ち帰りください。
 - ⑬ 私物を敷地内の空き地に置くこと。
契約した区画内に置いて頂くか、お持ち帰り下さい。
 - ⑭ 市民農園區画エリア内(※)でのペットの散歩、立入はお断り致します。
※付録／別紙1：市民農園配置図[施設設備名及び場所の説明]参照。
 - ⑮ 市民農園敷地内(※)での飲酒を禁じます。
※付録／別紙1：市民農園配置図[施設設備名及び場所の説明]参照。
 - ⑯ 市民農園區画エリア(※)内に車両(自転車等含む)の乗り入れはできません。
※付録／別紙1：市民農園配置図[施設設備名及び場所の説明]参照。
 - ⑰ 喫煙は、指定の喫煙箇所(※)以外では、禁止とします。
※付録／別紙1：市民農園配置図[施設設備名及び場所の説明]参照。
- (2) 常に利用区画内を良好な状態に保ってください。
- (3) 作物残渣・雑草等は、所定の「集積場(※)」に片付け、利用区画内に放置しないで下さい。ただし、集積場には、残渣以外のごみを捨てないでお持ち帰りください。
※付録／別紙1：市民農園配置図[施設設備名及び場所の説明]参照。
- (4) ご利用後は、清掃に心がけ、ごみはお持ち帰りください。
- (5) 貸出農具の使用後は、必ず洗ってから、農具置場に返却ください。
貸出農具の数に限りがありますので、譲り合ってご利用ください。
- (6) ご利用契約期間の満了の際は、利用期間の2月末日までに、利用区画内の残存作物および資材等を取り除き、整理・整頓・整地のうえ、返却願います。
契約期間後、残存物がある場合には、管理者が処分させていただきます。
有償処分対象物については、ご利用者負担となり、請求させていただきます。

- (7) 「みどりの杜」市民農園の施設・設備・備品および貸出農具に損害を与えた際には、賠償していただく場合があります。
- (8) ロッカールームおよび更衣室使用の場合は、譲り合いながらご利用ください。ロッカールームのキーを紛失した場合は、実費負担願います。
- (9) ご利用は、項番4内とします。
- (10) 良好な環境を保全するため、騒音や悪臭の防止、および、他区画への迷惑行為防止に努めてください。
- (11) ご利用の際、下記項目において、その責任は負いません。
- ①市民農園敷地内(※)で、発生した、交通事故・トラブル等による損害
※付録/別紙1：市民農園配置図[施設設備名及び場所の説明]参照。
 - ②自然災害、病虫害、盗難などによる、栽培作物および物損の損害
 - ③ご利用時間内での怪我
- (12) その他、係員が指示した場合は、その指示に従ってください。
- (13) ご利用中、良好な管理を行わない場合、又は、利用マニュアルに反した場合は、許可を解除する場合があります。この場合、利用料金の返却は致しません。

6. ご利用停止について

- (1) ご利用者様から利用停止する場合は、停止希望の3ヶ月前までにお申し出ください。この場合は、ご利用料金の返却は致しません。
- (2) 2年プランのみ、2年目の始まる3ヶ月前までに申し出がある場合は、2年目の料金を返金致します。3ヶ月を過ぎた場合は、料金の返金は致しません。

初版：2016年4月1日
改版：2017年4月1日
改版：2018年3月22日
改版：2019年3月15日
改版：2020年1月25日

貸出農具リスト

※貸出農具の数に限りがありますので、譲り合ってください。

No.	品名	貸出農具 保管場所	備考
1	一輪車	貸出農具置場	
2	くわ（短）	貸出農具置場	
3	くわ（長）	貸出農具置場	
4	角スコップ（小）	貸出農具置場	
5	角スコップ（大）	貸出農具置場	
6	剣スコップ（小）	貸出農具置場	
7	剣スコップ（大）	貸出農具置場	
8	アルミ角スコップ	貸出農具置場	
9	移植ベラ	貸出農具置場	
10	フォーク	貸出農具置場	
11	竹ホーキ	貸出農具置場	
12	緑ホーキ	貸出農具置場	
13	シュロホーキ	貸出農具置場	
14	熊手（金属）	貸出農具置場	
15	三角ホー	貸出農具置場	
16	かつさき	貸出農具置場	
17	レーキ	貸出農具置場	
18	つるはし	貸出農具置場	
19	カケヤ	貸出農具置場	
20	大ハンマー	貸出農具置場	
21	穴あけ用ドリル	貸出農具置場	
22	穴あけ用スコップ	貸出農具置場	
23	雪かきスコップ（赤）	貸出農具置場	
24	雪かきスコップ（紫）	貸出農具置場	
25	じょうろ	物置	
26	水汲み用フタツキおけ	物置	
27	バケツ	物置	
28	丸カゴ	物置	
29	角カゴ	物置	
30	角カゴ（大）	物置	
31	車イス	休憩棟内	
32	洗車ブラシ	洗い場	
33	小型耕うん機	事務所内	有償貸出 イワタニ製ガス使用